

ホーム > 報道発表資料 > 「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」等の公布及びパブリックコメントの結果等について

ポスト

令和 8 年 6 月 12 日
金融庁

相談・手続・採用情報

▶ 各種窓口のご案内

▶ 金融サービス利用者相談室

▶ 金融行政モニター

▶ 情報公開等

▶ パブリックコメント

▶ 申請・届出・照会

▶ オンライン行政手続

▶ 入札公告等

▶ 採用情報

金融庁の行政相談においては、「業務の範囲や程度を明らかに超える苦情相談」への対応について方針を定めています。

📶 新着情報配信サービス

🔍 金融事業者一括検索機能

💬 金融庁チャットボット
(よくある質問)

▶ 金融庁ソーシャルメディア
アカウント

▶ 関連リンク

🏢 金融庁金融研究センター

📄 SESC 証券取引等監視委員会

🏢 CPAAOB 公認会計士・監査審査会

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」等の公布及びパブリックコメントの結果等について

金融庁では、「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」等につきまして、令和 8 年 3 月 13 日(金曜)から令和 8 年 4 月 12 日(日曜)にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、計 27 件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様におかれましては、御協力いただきありがとうございました。なお、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、こちらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、[\(別紙 1\)](#) を御覧ください。

1. 改正の概要

1. 投資専門会社の投資対象拡充

- ▶ 投資専門会社の株式会社以外への資金供給を可能とする
- ▶ ベンチャービジネス会社へのクロスオーバー投資(非上場会社が上場した後も継続して資金供給すること)を可能とする
- ▶ 事業承継会社については上場企業であっても資金供給を可能とする

2. 投資専門会社の業務範囲拡充

- ▶ 投資専門会社の業務範囲に M&A 仲介業務を追加する

3. 銀行等グループに属するリース会社に係る収入依存度規制の撤廃

- ▶ リース子会社のファイナンス・リースに係る収入依存度規制を撤廃する

4. ローントレーディングの特定取引取扱いの明確化

- ▶ ローントレーディング(貸付債権の売買)を銀行法施行規則等の特定取引として位置付ける

5. 地域活性化事業会社の要件明確化及び手続きの簡略化

6. その他所要の改正

具体的な改正内容は、[\(別紙 2\)](#) ~ [\(別紙 20\)](#) を御参照ください。

2. 公布・施行日等

本件の内閣府令等は、本日公布されており、監督指針と併せて令和 8 年 6 月 15 日(月曜)(銀行等グループに属するリース会社に係る収入依存度規制の撤廃については令和 9 年 4 月 1 日(木曜))から施行・適用されます。

【コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方】

(別紙1)  [コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方](#)

【内閣府令等】


(別紙2)  [銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令](#)


(別紙3)  [労働金庫法施行規則の一部を改正する命令](#)


(別紙4)  [経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令](#)


(別紙5)  [農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令](#)


【告示】


(別紙6)  [銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号、第十一号及び第三十八号、第十七条の四の二第二号並びに第三十四条の十八第二号の規定に基づき銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等の一部を改正する件](#)

(別紙7)  [信用金庫法施行規則第六十四条第三項第三号、第十一号及び第三十八号並びに第九項第二号の規定に基づき信用金庫又は信用金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等の一部を改正する件](#)


(別紙8)  [協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第三項第三号、第十一号及び第三十八号並びに第九項第二号の規定に基づき信用協同組合又は信用協同組合連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等の一部を改正する件](#)


(別紙9)  [銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件の一部を改正する件](#)

(別紙10)  [保険業法施行規則第五十六条の二第二項第五号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準の一部を改正する件](#)

(別紙11)  [労働金庫法施行規則第四十五条第三項第三号、第十一号及び第三十八号並びに第五十三条第二号の規定に基づき労働金庫又は労働金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等の一部を改正する件](#)

(別紙12)  [株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示の一部を改正する件](#)

(別紙13)  [農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第三十五条第二項第二号、第十二号及び第三十号の規定に基づき、組合等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部を改正する件](#)

(別紙14)  [漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十六条第三項第二号等の規定に基づき、漁業協同組合等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部を改正する件](#)

(別紙15)  [農林中央金庫法の施行に関し定める件の一部を改正する件](#)

【監督指針】

(別紙16)  [「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正](#)

(別紙17)  [「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正](#)

(別紙18)  [「系統金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正](#)

(別紙19)  [「漁協系統信用事業における総合的な監督指針」の一部改正](#)

(別紙20)  [「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正](#)

問合せ先

▶ 電話受付

受付時間：平日10時00分～17時00分

電話番号：0570-016811（IP電話からは03-5251-6811）

▶ ウェブサイト受付

（注）金融行政等に関する一般的なご質問等は金融サービス利用者相談室で承ります。

所管

企画市場局総務課信用制度参事官室（庁内用：5353）

※本件に関する庁内の担当部局は多岐にわたることから、御意見・お問い合わせの内容に応じて、上記の所管のほか、各担当部局から対応させていただくことがあります。

サイトマップ

▶ 金融庁について

- ▶ 組織
 - ▶ 大臣・副大臣・政務官
 - ▶ 金融庁の概要
 - ▶ 金融庁の改革
 - ▶ 所管の法人
 - ▶ 予算・決算
 - ▶ 政策評価
 - ▶ 採用情報

▶ 報道・広報

- ▶ 報道対応
 - ▶ 報道発表資料
 - ▶ 記者会見
 - ▶ 大臣談話等
- ▶ 広報活動
 - ▶ [アクセスFSA \(広報誌\)](#)
 - ▶ 白書・年次報告
 - ▶ 職員による講演等
 - ▶ 職員による寄稿等 [📄](#)
 - ▶ 利用者の方へ
 - ▶ 注意喚起情報
 - ▶ 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点
 - ▶ よく閲覧されているページ

▶ 政策・審議会

- ▶ 基本方針等
 - ▶ 金融行政方針
 - ▶ 政府方針における金融庁関連の施策
- ▶ 政策テーマ・施策
 - ▶ 政策テーマ等一覧 (金融行政方針との関連)
 - ▶ 政策テーマ等一覧 (全体)
- ▶ 審議会・研究会等
 - ▶ 審議会・研究会等一覧
- ▶ 研究・調査
 - ▶ [金融研究センター](#) [📄](#)

▶ 法令・指針等

- ▶ 所管法令等
 - ▶ 検査・監督の基本方針等
 - ▶ 基本方針・ディスカッションペーパー一覧
 - ▶ 監督指針・事務ガイドライン
 - ▶ 監督指針一覧
 - ▶ 事務ガイドライン (第三分冊：金融会社関係) 一覧
 - ▶ 告示・ガイドライン・Q & A 等
 - ▶ 告示・ガイドライン・Q & A・法令解釈事例集 一覧
- ▶ 金融上の行政処分等

▶ 金融機関情報

- ▶ 全金融機関共通
 - ▶ 預金取扱金融機関 (銀行等) 関連
 - ▶ 保険会社関連
 - ▶ 金融商品取引業者等関連
 - ▶ 金融会社関連

▶ 国際関係情報

- ▶ 国際関係の取り組み
 - ▶ 国際金融センター [📄](#)
 - ▶ 金融庁グローバル金融連携センター (GLOPAC)
 - ▶ 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) 事務局への活動支援
- ▶ 国際基準設定主体等の公表資料等
 - ▶ 金融安定理事会 (FSB)
 - ▶ バーゼル銀行監督委員会 (BCBS)
 - ▶ 保険監督者国際機構 (IAIS)
 - ▶ 証券監督者国際機構 (IOSCO)
 - ▶ 金融活動作業部会 (FATF)
 - ▶ その他

▶ アクセスFSA (広報誌)

[▲ ページの先頭に戻る](#)

[利用規約・免責事項/著作権](#) | [プライバシーポリシー](#) | [ウェブアクセシビリティ](#) | [アクセス](#) | [御意見・問い合わせ](#) | [各種情報検索サービス \(EDINET等\)](#) | [関連リンク](#)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号6000012010023)
Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号：03-3506-6000